

「災害時情報共有システム」の緊急連絡先について

障害福祉課 管理・指定グループ

災害時情報共有システムは、災害発生時に事業所の被災状況を国や市が迅速に把握・共有し、被災した事業所への適切な支援につなげることを目的に創設され、令和3年度から運用が開始されています。

災害が発生し、国から被災状況の報告を求められた際は、独立行政法人福祉医療機構 WAMNET から、事業所が緊急連絡先として登録したメールアドレスあてに被害状況の報告依頼が届くことになっています。

緊急連絡先として登録した施設管理者（代表者や管理者など）の変更により、登録情報を更新する必要がある場合は、以下のとおり報告してください。

1 報告方法

以下リンク先から「あいち電子申請・届出システム」にアクセスし、変更後の緊急連絡先を入力してください。

[＜あいち電子申請・届出システム＞](#)

https://www.shinsei.e-aichi.jp/city-toyohashi-aichi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=68724

2 その他

- ・報告後、障害福祉課が災害時情報共有システムの緊急連絡先を更新します
- ・登録情報に変更がある場合は、その都度、上記の方法により報告してください

■被災状況報告の流れ（参考）

